

水銀使用製品の分別について

水銀・水銀化合物使用製品廃棄物を焼却すると、排ガス中の水銀濃度が上昇します。
最悪の場合、焼却施設の稼働を停止することになり、ごみの焼却処理ができなくなります。

以下内容の水銀使用製品及び水銀化合物を含む可能性のある物は、絶対に可燃ごみに混ぜて廃棄しないでください。

水銀・水銀化合物を含むと考えられるもの

- 1 電気用品 【蛍光管、電池、ボタン電池、水銀灯、水銀スイッチ、水銀温度計】
- 2 医療用機器 【水銀体温計、水銀血圧計】
- 3 薬品・農薬 【歯科修復材（錫アマルガム）、消毒薬（マキユクロム、水銀軟膏）、漢方薬（朱砂・丹砂）、農薬（酢酸フェニール水銀）】
- 4 文具・顔料 【朱肉、岩絵の具（朱）】
など

各市の分別に従って適切な廃棄処理についてご協力をお願いいたします。

各市の分別については、以下よりご確認いただけます。

南さつま市 [ごみ処理・リサイクル | 南さつま市](#)

枕崎市 [ごみ・リサイクル - 枕崎市ホームページ](#)

南九州市 [ごみ・リサイクル / 南九州市](#)

日置市 [ごみ・リサイクル | 鹿児島県日置市](#)